

提案募集要項（公募型プロポーザル方式）

選定委員会 委員長
西宮市土木局長

1 業務の概要

（1）業務名

鳴尾浜臨海公園南地区再整備事業事業者選定支援業務

（2）業務目的

本業務は、令和2年11月末で閉館した「リゾ鳴尾浜」を含む鳴尾浜臨海公園南地区について、公募設置管理制度（Park-PFI）を導入した再整備を目的として、公募による事業者選定手続の支援を行うものである。

（3）契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日迄

（4）業務内容

- ①前提条件整理、民間活力導入調査
- ②公募書類の作成
- ③公募に関する個別対話・質問回答支援
- ④選定委員会の運営支援
- ⑤優先交渉権者との事業交渉支援
- ⑥基本協定等の締結支援
- ⑦報告書の作成
- ⑧打合せ協議

(5) 契約上限額

¥20,405,000円(税込)

なお、各年度における契約金額の支払いは、下表に示す金額(税込)を上限とし、各年度1回払いとする。ただし、民間活力導入調査の結果、公募設置管理制度(Park-PFI)の活用が困難であると判断した場合は、その調査報告までの出来高を支払い、業務完了とする。

	令和6年度	令和7年度	合計
支払い上限額	5,093千円	15,312千円	20,405千円

※上限額は本業務を遂行する上での概算経費を示すものであり、契約金額とするものではない。

(6) 担当窓口(提出先)

〒662-8567

兵庫県西宮市六湛寺町8番28号 西宮市役所第二庁舎9階

西宮市 土木局 公園緑化部 公園緑地課 公民連携チーム 担当 松岡、日下

電話:0798-35-3615

メールアドレス:vo_kouen@nishi.or.jp

2 参加資格要件

- ・対象業務において、西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ・西宮市指名停止基準の別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しないものであること。
- ・平成29年4月1日から令和6年3月31日迄の間に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づく事業に関する導入可能性調査業務及びアドバイザー業務のうち都市公園を事業対象とした業務、若しくは都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)に関連する業務の受注実績がある者であること。
- ・管理技術者は、技術士登録の総合技術監理部門(建設-都市及び地方計画)、建設部門(都市及び地方計画)、又はRCCM(都市計画及び地方計画)のいずれか一つの資格を有するものを配置すること。

3 実施スケジュール

項目	日程	備考
公募開始	令和6年5月29日(水)	市ホームページに公開
質問書の提出期限	令和6年6月5日(水) 正午	電子メールのみで受付 件名は「鳴尾浜臨海公園に関する質問(社名)」とすること (vo_kouen@nishi.or.jp)
質問への回答	令和6年6月12日(水)	
参加申込書等の提出期限	令和6年6月19日(水) 正午	
一次審査結果通知	令和6年7月3日(水)	※参加表明者が6者以上の場合は一次審査を実施
提案書の提出期限	令和6年7月19日(金) 正午	
二次審査 (提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリング)	令和6年7月26日(金) 予備日 7月29日(月)	※参加表明者が6者未満の場合、一次・二次審査を併せて実施
結果通知	令和6年8月2日(金)	
契約締結	8月下旬以降	

4 参加申込書等の提出に関すること

提案を行おうとする者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア. 参加表明書(様式1号)

イ. 「7 企画提案書等の提出」のうち、「業務実績概要書(様式2号)、業務実施体制書(様式3号)、配置予定管理技術者調書(様式4号)」

※「イ」の提出書類は、参加表明者が多数の場合(次ページの(2)資格の確認等(一次審査)に記載)の選考資料とする。

①提出部数 原本1部、副本8部

②提出期限 令和6年6月19日(水)

③提出方法 「1 業務概要(6)担当窓口」に直接持参又は郵送。

※窓口の受付は、月曜から金曜日(ただし、祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、配達証明書を証明する手段にて提出期限までに必着で提出すること。

(2) 資格の確認方法（一次審査）

参加表明書の提出があった時は、「2 参加資格要件」に定める要件について確認し、その結果を次の期日までに当該参加表明書の提出した者に通知する。ただし、参加表明者が6者以上の場合は、10【鳴尾浜臨海公園南地区再整備事業事業者選定支援業務プロポーザル評価基準】のうち、審査内容①から③による一次審査を実施し、選考結果を通知する。この場合、上位5者までを二次審査の候補者とし、二次審査の詳細な日時等は、参加資格結果または選考結果通知時に指定する。

[参加資格結果及び選考結果通知]

(1) 通知期日 令和6年7月 3日（水）

(2) 通知方法 電子メールで連絡後、郵送で通知書を送付

5 企画提案書の提出

上記「4 参加表明書等の提出」によりプロポーザルに参加を表明した者は、次に定めるところにより、企画提案書等を提出すること。

なお、提出にあたっては、本業務に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方法について、明瞭に記載すること。

(1) 提出書類

以下の①から⑦までの書類について、項目ごとにインデックスを付した上で順番に綴じこみ、正本1部、副本8部（副本は、社名及びロゴ等、提案者が特定される事項は、全て空欄又は墨入れ表記とすること）を作成し、提出するものとする。

なお、②実施計画書及び③企画提案書の記載については、文字のサイズは10ポイント以上、作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とすること。

①企画提案書の表紙（任意様式）

②実施計画書（任意様式）

・本業務に関する基本的な考え方、実施内容、業務工程表等を整理し、記載すること。

なお、実施計画書はA4用紙に印刷するものとし、枚数は片面印刷にて4枚までを上限とすること。

③企画提案書（任意様式）

・鳴尾浜臨海公園南地区再整備事業事業者選定支援業務特記仕様書を参照し、具体的内容について企画提案書を作成すること。なお、企画提案書はA4用紙に印刷するものとし、枚数は片面印刷にて5枚までを上限とすること。

④業務実績概要書（様式2号）

- ・平成29年4月1日から令和6年3月31日迄の間に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づく事業に関する導入可能性調査業務及びアドバイザー業務のうち、都市公園を事業対象とした業務若しくは都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）に関連する業務の受注実績を記入すること。
- ・上記同種業務において、それぞれ最大3件まで、業務概要を記入すること。
- ・業務の詳細を記載した実績については、契約書の写し等を添付すること。

⑤業務実施体制書（様式3号）

- ・本業務に配置（予定）する管理技術者、担当技術者の氏名等を記入すること。
- ・本業務の再委託、管理技術者と担当技術者の兼務は認めない。

⑥配置予定管理技術者調書（様式4号）

- ・本業務に配置（予定）する管理技術者について記載すること。
- ・管理技術者について経歴、実績等を記載すること。
- ・管理技術者が携わったことが分かる資料（契約書の写し等）を添付すること。
- ・保有資格については、資格証明書の写しを添付すること。

⑦見積書（様式5号）

- ・具体的な積算内訳を添付すること。

(2) 提出期限 令和6年7月19日（金）正午（必着）

(3) 提出方法 「1 業務概要（6）担当窓口」に直接持参

6 プレゼンテーション審査（二次審査）

次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 日時

令和6年7月26日（金）

予備日 7月29日（月）

(2) 内容等

企画提案書に沿ったプレゼンテーションを行うこと。

※追加資料及び資料の差し替えは認めない。

※訂正がある場合は、プレゼンテーション審査時に説明すること。

※提案者は自ら持参したプロジェクター等を使用しプレゼンテーションを行うことができるが、使用する資料や機器等に社名及びロゴ等、提案者が特定される事項を記載してはならない。

(3) 提案時間

30分

※20分間のプレゼンテーション、10分間の質疑応答とする。

(4) 出席者数

管理技術者を含み3名までとする。

※管理技術者は、必ず出席すること。

(5) 審査方法

提案書の審査は、事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、10【鳴尾浜臨海公園南地区再整備事業事業者選定支援業務プロポーザル評価基準】に基づく評価により実施する。

(6) 審査結果

- ・評価基準に基づき委員会が評価点を算出し、一次審査と二次審査の合計で最高得点を獲得した提案者を本業務の優先交渉権者とし、合せて、評価合計点の順位に基づき次点者を特定する。
- ・最高評価合計点の提案者が複数ある場合は、委員会の協議より候補者の順位付けを行うものとする。
- ・優先交渉権者と仕様書の業務案内等の委託契約締結の協議を行う。協議の結果、合意にいたらない場合は次点者と協議を行う。

(7) 審査結果の通知

審査結果は全ての提案者に対して個別に文書で通知する。

7 参加の辞退

- (1) 参加申込手続きを行ったものは、プレゼンテーション審査の実施までの間は、参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6号）を「1 業務概要（6）担当窓口」に直接持参すること。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない者。
- (2) 提出書類を提出期限までに提出しなかった者。
- (3) 提出種類に虚偽の記載をした者。
- (4) 上記のほか、著しく信義に反する行為等があった者。

9 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類については、返却しない。
- (3) 提出期限以降における提出書類の再提出は認めない。
- (4) 企画提案書の提出は、1提案者につき、1提案とする。

- (5) 企画提案に係る全ての書類は、本業務の優先交渉権者の選定以外の目的には使用しない。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託先に特定された者が作成した企画提案書等は、市が必要と認める場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等については、西宮市情報公開条例の規定に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (8) 市は、優先交渉権者と業務内容等の諸条件を協議するなかで、提案書の内容の変更や新たな提案を求めることができるものとする。
- (9) プレゼンテーション審査時に、スクリーン・プロジェクターの使用は妨げないこととする。ただし、必要な機材（パソコン、プロジェクター、ポインター、ケーブル等）は参加事業者が準備するものとする。

10 【鳴尾浜臨海公園南地区再整備事業事業者選定支援業務プロポーザル評価基準】

※参加表明者が6者未満の場合は、一次審査と二次審査は併せて実施する。

	審査内容	評価項目	配点
一次 審査	①業務実績	同種業務の実績件数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3件以上 10点 ・ 2件以上 6点 ・ 1件以上 3点 	10
	②実施体制	本事業を実施できる体制となっているか <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理技術者の経験が20年以上である。 5点 ・ 業務体制書が整備され、適切な人員配置が確認できる。 5点 	10
	③参加資格	参加資格要件を満たしているか 参加資格要件を満たしていない場合は、合計得点に関わらず一律失格とする。	—
二次 審査	④見積額	価格の優位性 $(\text{基準額} \div \text{提案額}) \times 20$ 基準値は募集要項に記載の上限額又は企画提案者の中で最も安価だった価格のうち、いずれか低い方の金額を採用する。	20

		計算結果について、小数第2以下は四捨五入し、小数第1位まで求める。	
	⑤ 業務への理解度	業務目的や再整備の基本方針を理解した提案となっているか <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れる 10点 ・ 標準 5点 ・ 劣る - 	10
	⑥ 調査・分析・検討の内容	前提条件整理及び民間活力導入調査は必要かつ十分な内容となっているか <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れる 20点 ・ やや優れる 15点 ・ 標準 10点 ・ やや劣る 5点 ・ 劣る - 	20
		公募手続きから基本協定等締結までの手法は必要かつ十分な内容となっているか <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れる 20点 ・ やや優れる 15点 ・ 標準 10点 ・ やや劣る 5点 ・ 劣る - 	20
	⑦ 工程計画	適切な工程計画が設定され、現実性があるか <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切と認められる 5点 ・ その他 - 	5
	⑧ プレゼンテーション	説明はわかりやすく、質疑応答は適切か <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明や回答がわかりやすい 5点 ・ 説明や回答がわかりにくい - 	5
合計		合計得点が6割に満たない場合は、失格とする。	100

以上